

昭和二十六年法律第二百四号

高压ガス保安法

目次

第一回 総則（第一条～第四条）	第二回 事業（第五条～第二十五条の二）	第三回 保安（第二十六条～第三十九条）	第四回 認定高度保安実施者（第三十九条の二～第三十九条の十六）
第一節 容器等	第二節 特定設備（第五十六条の三～第五十一条の六の二十三）	第三節 指定設備（第五十六条の七～第五十一条の九）	第四節 冷凍機器（第五十七条～第五十八条の二）
第二節 容器及び容器の附属品（第四十条～第五十六条の二の二）	第三節 指定試験機関（第五十八条の三～第五十九条の十七）	第四節 指定輸入検査機関（第五十八条の十～第五十八条の三十）	第五節 指定完成検査機関（第五十八条の三十一～第五十八条の三十二）
第三節 指定試験機関（第五十八条の三十一～第五十八条の三十二）	第四節 指定輸入検査機関（第五十八条の三十一～第五十八条の三十二）	第五節 指定設備認定機関（第五十八条の三十三～第五十八条の三十四）	第六節 検査組織等調査機関（第五十八条の三十五～第五十九条）
第四節 役員、評議員及び職員（第五十九条の八）	第五節 会員（第五十九条の二十一～第五十九条の十一）	第六節 業務（第五十九条の二十八～第五十九条の三十）	第七節 九条の三十三）
第七節 第四回の二 財務及び会計（第五十九条の三十一～第五十九条の三十三）			

第五節 監督（第五十九条の三十四～第五十九条の三十五）	第六節 解散（第五十九条の三十六）	第七節 雑則（第六十条～第七十九条の三）	第八節 賞罰（第八十条～第八十六条）
第九節 附則	第十節 第一章 総則	第十一節 第二章 総則	第十二節 第三章 総則

陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊の使用する船舶内における高压ガス

第二条 第二項の鉱山に所在する当該鉱山における鉱業を行うための設備（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供する自動車（政令で定める種類のものに限る。）の装置（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項の航空機内における高压ガス

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）第二条第四項の原子炉及びその附属施設内における高压ガス

八 電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

九 その他災害の発生のおそれがない高压ガスであつて、政令で定めるものに限る。）内における高压ガス

十 条及び第六十一条から第六十三条までの規定は、内容積一デシリットル以下の容器及び密閉しないで用いられる容器については、適用しない。

（国に対する適用）

第四条 この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（製造の許可等）

第五条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

（第二章 事業）

二 高圧ガスの製造の事業を行う者（前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高压ガスの製造をする者並びに液化石油ガス法第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんする者を除く。）事業開始の日

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン（当該ガスが前項第二号の政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三トンを超える政令で定める値）以上のものを使用して高压ガスの製造をする者（同号に掲げる者を除く。）

（第六条 削除）

（許可の欠格事由）

第六条 第一項第二号及び前項第二号の冷凍能力は、経済産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

（第七条 削除）

（許可の欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の規定の適用を受けることができる場合に百立方メートルを超える政令で定める値）

以上である設備（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高压ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）以下「液化石油ガス法」という。）第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。）

二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに二十トンを超える政令で定める値）以上のものを、当該各号に定める日の二十日前までに、製造をする高压ガスの種類、製造のための施設を除く。）を使用して高压ガスの製造をしようとする者

（第二条 第二章 総則）

（第一条）この法律は、高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高压ガス保安協会による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

（第二条）この法律で「高压ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

二 常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が一メガパスカル以上であるもの又は温度三十五度において圧力が一メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）

三 常用の温度において圧力が〇・二メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が〇・二メガパスカル以上となる液化アセチレンガス（液化アセチレンガスのうち、液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの）

四 前号に掲げるものを除くほか、温度三十五度において圧力零パスカルを超える液化ガス蒸気

（第三条）この法律の規定は、次の各号に掲げる高压ガスについては、適用しない。

一 高压ボイラー及びその導管内における高压蒸気

（第四条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（第五条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（第六条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（第七条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（第八条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（第九条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（第十条）この法律の規定は、第七十三条及び第六章の規定を除き、國に適用があるものとする。

この場合において「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

一 第三十八条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者  
 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  
 三 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者  
 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準）  
 第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えるなければならない。  
 一 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条の三、第二十一一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の四第一項第一号及び第二項、第三十九条の九第一項第四号、第三十九条の十一第一項、第六十条第一項、第八十九条第二号及び三号並びに第八十一条第二号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。  
 二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。  
 三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。  
 （許可の取消し）  
 第九条 都道府県知事は、第五条第一項の許可を受けた者（以下「第一種製造者」という。）が正当な事由がないのに、一年以内に製造を開始せず、又は一年以上引き続き製造を休止したときは、その許可を取り消すことができる。  
 （承継）  
 第十条 第一種製造者について相続、合併又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る。）があつた場合におい

2 いて、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業所を承継した法人は、第一種製造者の地位を承継する。  
 2 前項の規定により第一種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
 第十条の二 第五条第二項各号に掲げる者（以下「第二種製造者」という。）がその事業の全部を譲り渡し、又は第二種製造者について相続、合併若しくは分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、第二種製造者のこの法律の規定による地位を承継する。  
 2 前項の規定により第二種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 二 製造のための施設及び製造の方法  
 第十一条 第一種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が第八条第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。  
 2 第一種製造者は、第八条第二号の技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。  
 3 都道府県知事は、第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が第八条第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるとの技術上の基準に従つてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第一項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けていたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。  
 第十五条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。  
 第十六条 容積三百立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）において、  
 第十三条 前二条に定めるもののほか、高圧ガスの製造は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。  
 第十四条 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。  
 2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
 3 第二種製造者は、第一項の許可に準用する。  
 4 第二種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。  
 第十七条 第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けていたところに従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス又は液化ガス十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなして、同項の規定を適用する。ただし、譲受人は引渡しを受けた者は、第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継する。  
 2 前項の規定により第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
 第十八条 第一種貯蔵所の設置の許可を受けたとき（第十六条第一項本文に規定するときを除く。）は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガスを貯蔵するときは、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第三条第二項第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。  
 第十九条 第二種製造者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。  
 2 都道府県知事は、次条第一項又は第十七条の規定による貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前

項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

第十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十八条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第十六条第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が經濟産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

都道府県知事は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が第十六条第二項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるとときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するよう、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第十九条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備について經濟産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十六条第二項の規定は、第一項の許可に準用する。

第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第二種貯蔵所の位置、構造又は設備について經濟産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

(完成検査)

第二十条 第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上

の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項ただし書の規定による検査の記録の届出をした場合にあつては、当該施設を使用することができる。

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。第三十九条の十一第一項において「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

4 協会又は指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項ただし書の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

5 第二十条の二 第十五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、次に掲げる設備に係る製造のための施設につき、経済産業省令で定める期間内に前条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。

一 第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査を受けたもの

二 第五十六条の六の二第一項又は第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けた者が製造して設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査を受けたもの

三 第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。)の特定設備基準適合証によりその旨の確認をすることができるもの

第四十一条 第五十条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備であつて、第五十六条の八第二項の指定設備認定証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設につき、第二十条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けるときは、当該設備について、同条第一項又は第三項の完成検査を受けることを要しない。

(販売事業の届出)

**第二十条の四 高圧ガスの販売の事業(液化石油ガス法第二条第三項の液化石油ガス販売事業を除く。)を當もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の二十日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。**

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。

二 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を當む者が貯蔵数量が常時容積五立方メートル未満の販売所において販売するとき。

(承継)

2 前項の規定により販売業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添え付けて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(周知させる義務等)

**第二十条の五** 販売業者又は第二十条の四第一号の規定により販売する者（以下「販売業者等」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十二条の二第二項の特定高圧ガス消費者その他経済産業省令で定める者であるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、販売業者等が前項の規定により周知せることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができるのである。

(販売の方法)

**第二十条の六** 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの販売を行なわなければならない。

2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるとときは、その技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をすべきことを命ぜることができる。

(販売をするガスの種類の変更)

**第二十条の七** 販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(製造等の廃止等の届出)  
第二十一条 第一種製造者は、高圧ガスの製造を開始し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるものは、高圧ガスの製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第二種製造者であつて、第五条第二項第二号に掲げるものは、高圧ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 販売業者は、高圧ガスの販売の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(輸入検査)

第二十二条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りで定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。

第一輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合

三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合

四 前二号に掲げるものほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

五 協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、輸入された高圧ガス又はその容器が輸入検査技術基準に適合していないと認めたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

認めるときは、当該高圧ガスの輸入をした者に對し、その高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、経済産業省令で定める。

(移動)

第二十三条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両(道路運送車両法第二条第一項に規定する道路運送車両をい)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

3 導管により高圧ガスを輸送するには、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてその導管を設置し、及び維持しなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて導管により高圧ガスを輸送するときは、この限りでない。

4 特定高圧ガス消費者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をしなければならない。

5 都道府県知事は、特定高圧ガス消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずることができる。

第二十四条の三 特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ぜることができる。

第二十四条の四 特定高圧ガス消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて特定高圧ガスの消費をすべきことを命ぜることができる。

第二十四条の五 前三条に定めるものの外、経済産業省令で定める高圧ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について経済産業省令で定める

る軽微な変更の工事をしようとするときは、こ

の限りでない。

2 特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の六 前三条に定めるものの外、経済産業省令で定める高圧ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について経済産業省令で定める

る軽微な変更の工事をしようとするときは、こ

の限りでない。

2 特定高圧ガス消費者は、特定高圧ガスの消費を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十五条 第二種製造者は、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必ず施さなければならない。

3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必ず施さなければならない。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必ず施さなければならない。

その他のこの章の規定の実施に關し必要な手続的

事項は、経済産業省令で定める。

第三章 保安

第二十六条 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ずることができるものとする。都道府県知事及びその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

3 第一種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならない。

4 都道府県知事は、第一種製造者又はその従業者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

5 第二種製造者及びその従業者は、危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

6 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

7 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

8 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

9 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

10 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

11 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

12 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

13 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

14 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

15 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

16 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

17 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

18 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

19 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。

20 第二種製造者は、第一種製造者が危害予防規程を守つていない場合において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者は、危害予防規程を守らなければならない。





(許可の取消し等)

**第三十八条** 都道府県知事は、第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項若しくは第十六条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその製造若しくは貯蔵の停止を命ずることができる。ただし、第一種貯蔵所の所有者又は占有者にあつては、第六号の規定については、この限りでない。

一 第十一条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項、第二十七条第二項、第三十四条若しくは四条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第四十四条第一項又は第十九条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十条第一項若しくは第三項の完成検査を受けず、又は第三十九条の十一第一項の完成検査を行わないで、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所を使用したとき。

四 第二十七条の二第一項、第三項、第四項若しくは第七項(第二十七条の三第三項において準用する場合を含む)、第二十七条の三第一項若しくは第二項又は第二十七条の四第一項の規定に違反したとき。

五 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

六 第七条第二号から第四号までに該当するに至ったとき。

七 都道府県知事は、第二種製造者、第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずることができる。

一 第十二条第三項、第十五条第二項、第十八条第三項、第二十条の六第二項、第二十四条の三第三項、第三十四条若しくは次条第一号若しくは第三号の規定による命令又は同条第二号の規定による禁止若しくは制限に違反したとき。

二 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

(緊急措置)

**第三十九条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。

一 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。

二 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者

四 第三十九条の九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

六 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が第二十一条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

七 第三十一条の四第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

八 前項の規定により認定高度保安実施者の地位を承継した者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

九 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

一〇 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

一一 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

一二 第三十八条第一項の規定により第五条第一項の許可が取り消されたときは、当該許可の取消

(欠格条項)

**第三十九条の四** 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者

四 第三十九条の九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

六 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が第二十一条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

七 第三十一条の四第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

八 前項の規定により認定高度保安実施者の地位を承継した者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

九 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

一〇 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

一一 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

一二 第三十八条第一項の規定により第五条第一項の許可が取り消されたときは、当該許可の取消

の確保のための組織又は保安の確保の方針に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

**第三十九条の八** 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が認定高度保安実施者であるときは、当該第一種製造者の地位を承継した者(認定高度保安実施者に限る。)は、認定高度保安実施者の地位を承継する。ただし、当該第一種製造者の地位を承継した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該第一種製造者の地位を承継した者(認定高度保安実施者に限る。)は、認定高度保安実施者の地位を承継する。

一 認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたる日から二年を経過しない者

四 第三十九条の九第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

六 第十条第一項の規定による第一種製造者の地位の承継があつた場合において、当該第一種製造者が第二十一条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

七 第三十一条の四第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するとき。

八 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

九 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

一〇 その認定に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないとき。

一一 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

一二 第三十八条第一項の規定により第五条第一項の許可が取り消されたときは、当該許可の取消

**第三十九条の七** 認定を受けた第一種製造者(以

て「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

一九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二三 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二四 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二五 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二六 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二七 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二八 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二九 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二〇 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二一 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

大が行う検査を受けなければならない。

二二 「認定高度保安実施者」という。)は、保安

しに係る事業所に係る認定は、その効力を失う。

**第三十九条の十** 認定高度保安実施者  
(製造のための施設等の変更の特例)

られたときは、速やかにこれを提出しなければならない。  
（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員  
係る特例）

**第三十九条の十六** 認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を（保安検査等の特例）

第三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に  
第四十九条の三十三第二項において準用する  
第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第  
二項の標章の掲示がされているもの

い。 条第一項に規定する変更の工事又は製造の方法の変更（経済産業省令で定める重要なものを除く。）をしようとするときは、同項の規定にかかるわらず、同項の許可を受けることを要しない。この場合においては、当該変更の工事（同項ただし書に規定する軽微なものを除く。）の完成後又は当該製造の方法の変更（経済産業省令で定める軽微なもの除外。）後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

認定高度保安実施者は、第十四条第一項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該工事に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

認定高度保安実施者は、第一項の経済産業省令で定める軽微な製造の方法の変更をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該製造の方法の変更に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

**第三十九条の十一** 認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第二十条第三項の規定にかかわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事が行う完成検査を受けることを要しない。この場合においては、当該施設について、経済産業省令で定めるところにより、自ら完成検査を行い、第八条第一号の技術上の基準に適合していることを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

認定高度保安実施者は、前項の完成検査を行

第三十九条の十二 認定高度保安実施者は、危害予防規程に係る特例) たときは、経済産業省令で定める項目を記載した検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

予防規程を定め、又は変更したときは、第二十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該危害予防規程を保存し、都道府県知事から提出を求め

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例)

**第三十九条の十六** 認定高度保安実施者は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、特定施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を（保安検査等の特例）

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に  
二項の標章の掲示がされているもの

**第三十九条の十三** 認定高度保安実施者（第二十  
七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項  
において同じ。）は、同条第四項の規定による  
保安係員の選任については、同項の規定にかか  
わらず、これを同項の経済産業省令で定める製  
造のための施設の区分ごとに行うことを要しな  
い。

認定高度保安実施者は、第二十七条の二第一  
項、第三項若しくは第四項の規定による保安統  
括者、保安技術管理者若しくは保安係員の選任

又はその解任については、同条第五項又は第六項の規定にかかるわらず、これらの規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

**第三十九条の十四** 認定高度保安実施者(第二十九条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。)は、同条第一項の規定による保安主任者の選任については、同項の規定にかかるわらず、これを同項の経済産

2 業省令で定める製造のための施設の区分ごとに  
行うことを要しない。  
認定高度保安実施者は、第二十七条の三第一項若しくは第二項の規定による保安主任者若しくは保安企画推進員の選任又はその解任については、同条第三項において準用する第二十七条の二第六項の規定にかかわらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(冷凍保安責任者に係る特例)  
**第三十九条の十五** 認定高度保安実施者(第二十一条の四第一項第一号に掲げる者に限る。)は、同項の規定による冷凍保安責任者の選任又はその解任については、同条第二項において準用す

る第二十七条の二第五項の規定にかかるらず、同項の規定による届出を要しない。この場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該選任又は解任に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

十五条第一項の規定にかかる特設施設について、同項の都道府県知事が行う保安検査を

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に  
二項の標章の掲示がされているもの

受けることを要しない。この場合においては、当該特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて、経済産業省令で定めるところにより、自ら保安検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十五条の二の規定は、認定高度保安実施者については、適用しない。

**第四十一条** 高圧ガスを充てんするための容器  
(以下単に「容器」という。)の製造の事業を行  
う者(以下「容器製造業者」という。)は、經  
済産業省令で定める技術上の基準に従つて容器  
の製造をしなければならない。

**第二** 経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方  
法が前項の技術上の基準に適合していないと認め  
るときは、その技術上の基準に従つて容器の製  
造をすべきことを命ずることができる。

**第四十四条** 容器の製造又は輸入をした者は、經濟産業大臣、協会又は經濟産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が經濟産業省令で定める方法により行う容器検査を受け、これに合格したものとして次条第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。ただし、次に掲げる容器については、この限りでない。

製造業者（以下「登録容器製造業者」といいう。）が製造した容器（経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けて  
　　外国において本邦に輸出される容器の製造の  
　　事業を行う者（以下「外国登録容器製造業  
　　者」という。）が製造した容器（前号の経済  
　　産業省令で定めるものを除く。）であつて、

三 輸出その他の経済産業省令で定める用途に  
二項の標章の掲示がされているもの

四 供する容器  
　　高压ガスを充てんして輸入された容器であつて、高压ガスを充てんしてあるもの。前項の容器検査を受けようとする者は、その容器に充てんしようとする高压ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

　　高压ガスを一度充てんした後再度高压ガスを充てんすることができないものとして製造された容器（以下「再充てん禁止容器」という。）について、第一項の容器検査を受けようとする

者は、その容器が再充てん禁止容器である旨を明らかにしなければならない。  
第一項の容器検査においては、その容器が經濟産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格に適合するときは、これを合格とする。

ところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

何人も、前二項、第四十九条の二十五第一項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次条第一項第三号において同じ。）

若しくは第四十九条の二十五第二項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次条第一項第三号において同じ。）又は第五十四条第二項に規定する場合のほか、容器に、第一項の刻印若しくは前項の標章の掲示

(以下「刻印等」という。) 又はこれらと紛らわしい刻印等をしてはならない。  
(表示)



力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

(刻印)

#### 第四十九条の三 経済産業大臣、協会又は指定容

器検査機関は、附属品が附属品検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

2 何人も、前項及び第四十九条の二十五第三項に規定する場合のほか、附属品に、これらの刻印又はこれらと紛らわしい刻印をしてはならない。

(附属品再検査)

#### 第四十九条の四 附属品再検査は、経済産業大

臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行なうべき場所に準用する。

(自動車の装置内の容器等であつたものの取扱い)

#### 第四十九条の四の二 第三条第一項第五号に規定する装置(以下この条及び第五十六条第五項において「自動車の装置」という。)内の容器及

びその附属品(経済産業省令で定めるものに限る。第五十六条第五項において同じ。)であつて、この法律に基づく次の各号に掲げる検査に相当するものとして政令で定める検査によりそれがされているものが、自動車の装置に組み込まれるものでなくなつた場合には、第四十四条第

一項、第四十六条第一項第一号、第四十八条第一項第一号、第三号及び第五号並びに第四項、

第四十九条の二第一項並びに第五十四条第二項後段の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)

の適用については、当該検査をそれぞれ次の各号に掲げる検査とみなし、当該表示をそれぞれ次の各号に定める刻印とみなす。

一 容器検査 第四十五条第一項の刻印

二 容器再検査 第四十九条の三第一項の刻印

三 附属品検査 第四十九条の三第一項の刻印

四 附属品再検査 前条第三項の刻印

(容器等製造業者の登録)

#### 第四十九条の五 容器又は附属品の製造の事業を行なう者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分(以下「容器等事業区分」といふ。)に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 容器等事業区分

三 当該容器又は附属品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの(以下「容器等製造設備」といふ。)の名称、性能及び数

五 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの(以下「容器等検査設備」といふ。)の名称、性能及び数

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

七 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの(以下「容器等検査設備」といふ。)の名称、性能及び数

八 当該容器又は附属品の製造の事業を行なう者は、第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

(協会等による調査)

#### 第四十九条の八 容器又は附属品の製造の事業を行なう者は、第四十九条の五第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における容器等製造設

備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織及び前条第五号の検査の方法に従う調査を受けることができる。

2 協会又は前項の指定を受けた者は、同項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設

備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織及び前条第五号の検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の

経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程(以下「容器等検査規程」といふ。)、工場又は事業場の面図その他

の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の

経済産業省令で定める方法に適合すると認めると、その旨を示す書面を交付しなければならない。

(欠格条項)

第四十九条の六 次の各号の一に該当する者は、

前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十二第一項の規定により登録を取り消され、その後に再登録する場合のほか、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第四十九条の七 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 容器等製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 容器等検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

四 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器又は附属品の検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

五 容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法が第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

六 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(登録証)

#### 第四十九条の十一 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(変更の届出)

#### 第四十九条の十二 登録容器等製造業者は、第四十九条の五第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に変更があつたとき、又は容器等検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

等検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

#### 第四十九条の十三 登録容器等製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(廃止の届出)

#### 第四十九条の十四 登録容器等製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

#### 第四十九条の十五 登録容器等製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができ

間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項並びに第四十九条の六から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(容器等製造業者登録簿)

#### 第四十九条の十 経済産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録を受けた者(以下「登録容器等製造業者」といふ。)について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

三 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

四 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

五 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

六 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

七 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

八 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

九 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十一 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十二 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十三 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十四 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十五 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十六 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十七 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十八 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

十九 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十一 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十二 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十三 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十四 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十五 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十六 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十七 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十八 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

二十九 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項

三十 第四十九条の五第二項第一号から第三号までの事項



一 第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の二十一第一項の承認を受けたとき。

品」とあるのは「本邦に輸出される附属品」と、第四十九条の十及び第四十九条の二十一中「容器等製造業者登録簿」とあるのは「外国容器等製造業者登録簿」と、第四十九条の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録容器等製造業者の登録の取消し等)  
**第四十九条の三十二** 経済産業大臣は、外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十四条第一項、第四十五条第三項（前条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）、前条第二項において準用する場合を含む。）、前条第二項において準用する第四十九条の十二又は次条第二項において準用する第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第四十九条の二十七又は次条第二項において準用する第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三の規定による請求に応じなかつたとき。

四 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において政令で定めるところにより、外國登録容器等製造業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 経済産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録容器等製造業者の事務所、営業所、工場一本邦に輸出される容器又は附属性の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 前号の規定による検査において、経済産業大臣が、外国登録容器等製造業者に対し、その所在の場所においてその職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる容器又は附属性を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。  
八 第四十九条の五第一項の登録が取り消された場合において、当該登録が取り消されたとて通常生ずべき損失とする。  
(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

2 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録容器等製造業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

第三章 外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等

第四十九条の三十三 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて本邦に輸出されるものの型式にについて、経済産業大臣の承認を受けることができる。

第四十九条の二十一第二項及び第三項、第十九条の二十二並びに第四十九条の二十八の規定は前項の承認に、第四十九条の二十四から第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十二第二号中「第四十九条の五第一項」とあるのは、「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器」である。この「当該承認に係る型式の容器」であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第三項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品」である。この「当該承認に係る型式の附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十六中「容器又は附属品」とあるのは「本邦に輸出される容器又は附属品」と、第四十九条の三十二中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

第四十九条の三十四 経済産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外國登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

二 第四十九条の三十一第二項において準用する第四十九条の十二又は前条第二項において準用する第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

(災害防止命令)

**第四十九条の三十五** 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の三十三第一項の承認を受ける外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附属品(同条第二項において準用する第四十九条の二十四第一項ただし書の適用除外して製造したもの)を除く)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を輸入した者に対し、その輸入した当該容器又は当該附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(容器検査所の登録)

**第五十条** 容器検査所の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

二 次の各号のいずれかに該当する者は、容器検査所の登録又はその更新を受けることができない者

一 第七条第一号又は第二号に掲げる者

二 第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

三 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち  
に前三号のいずれかに該当する者があるもの  
更新の申請があつた場合において、その容器検  
査所の検査設備が経済産業省令で定める技術上  
の基準に適合すると認めるときは、登録又はそ  
の更新をしなければならない。

4 経済産業大臣は、容器再検査又は附属品再検  
査の実施を適正にするために特に必要があると認  
めるときは、容器検査所の登録又はその更新に  
際し、その容器検査所において容器再検査又は  
附属品再検査を行うことができる容器又は附属  
品の種類を制限することができる。  
(登録を受けた者の義務)

第五十一条 容器検査所の登録を受けた者は、容  
器再検査又は附属品再検査を行うべきことを求  
められたときは、正当な事由がある場合を除  
き、遅滞なく、容器再検査又は附属品再検査を行  
わなければならぬ。

2 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所  
の検査設備を、前項の技術上の基準に適合する  
ように維持しなければならない。  
(検査主任者)

第五十二条 容器検査所の登録を受けた者は、容  
器検査所ごとに、経済産業省令で定める条件に  
適合する知識経験を有する者は製造保安責任  
者免状の交付を受ける者のうちから、検査  
主任者を選任し、容器再検査又は附属品再検査  
の実施について監督させなければならない。  
2 容器検査所の登録を受けた者は、前項の規定  
により検査主任者を選任したときは、遅滞なく、  
その旨を経済産業大臣に届け出なければな  
らない。これを解任したときは、同様とする。  
3 検査主任者は、誠実にその職務を行わなけれ  
ばならない。

4 経済産業大臣は、検査主任者がこの法律若し  
くはこの法律に基づく命令の規定に違反したと  
き、又はその者にその職務を行わせることができ  
ないとき、その登録を取り消し、又は期間を定めて  
容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に  
支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容  
器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者  
の解任を命ずることができる。  
(登録の取消し等)

第五十三条 経済産業大臣は、容器検査所の登録  
を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、その登録を取り消し、又は期間を定めて  
容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ず  
ることができる。

一 第七条第二号又は第五十条第二項第三号若  
しくは第四号に該当するに至ったとき。  
二 第四十九条第三項から第五項まで、第四十  
九条の第四項若しくは第四項、第五十一条  
又は前条第一項の規定に違反したとき。  
三 第六十条第一項の規定による制限又は前条  
第四項の規定による命令に違反したとき。

4 第六十条第一項の規定による帳簿の記載を受  
けず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。  
五 容器検査所の登録を受けた者が第一種製造  
者である場合において、第三十八条第一項第  
一号から第五号までの規定により第五条第一  
項の許可を取り消されたとき。

(容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の  
変更)

第五十四条 容器の所有者は、その容器に充てん  
しようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更し  
ようとするときは、刻印等をすべきことを経済  
産業大臣、協会又は指定容器検査機関に申請し  
なければならない。

2 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関  
は、前項の規定による申請があつた場合におい  
て、経済産業大臣、協会又は指定容器検査  
機関は、その容器にされた刻印等を抹消し  
なければならない。

3 第一項の規定による申請をした者は、前項の  
規定による刻印等がされたときは、遅滞なく、  
経済産業省令で定めるところにより、その容器  
に、第四十六条第一項に規定する表示をしなけ  
ればならない。

第五十五条 削除  
(くず化その他の処分)

第五十六条 経済産業大臣は、容器検査に合格し  
なかつた容器がこれに充填する高圧ガスの種類  
又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格  
に適合しないと認めるときは、その所有者に対  
し、これをくず化し、その他容器として使用す  
ることができないように処分しなければなら  
ない。

第五十六条の二 この節に規定するものほ  
か、容器検査の手続、附属品検査の手続その他  
この節の規定の実施に關し必要な手続的事項  
は、経済産業省令で定める。  
(経済産業省令への委任)

## 第二節 特定設備

### (特定設備検査)

第五十六条の三 高圧ガスの製造(製造に係る貯  
蔵を含む)のための設備のうち、高圧ガスの  
爆発その他の災害の発生を防止するためには設  
計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査  
を行うことが特に必要なものとして経済産業省  
令で定める設備(以下「特定設備」という)。

3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかつ  
た容器について三月以内に第五十四条第二項の  
規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞  
なく、これをくず化し、その他容器として使用  
することができないように処分しなければなら  
ない。

4 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検  
査に合格しなかつた附屬品について準用する。  
この場合において、第一項及び第二項中「これ  
に」とあるのは「その装置される容器に」と、  
「第四十四条第四項」とあるのは「第四十九条  
の二第四項」と、前項中「について三月以内に  
」とあるのは「について」と読み替  
かたと」とあるのは「について」と読み替  
えるものとする。

5 第一項及び第三項の規定は自動車の装置内の  
容器であつて自動車の装置に組み込まれるもの  
でなくなったもののうち第四十九条の四の二に  
規定する表示がされていないものについて、前  
項の規定は自動車の装置内の容器の附屬品であ  
つて自動車の装置に組み込まれるものでなくな  
つたもののうち当該表示がされていないものに  
ついて、それぞれ準用する。この場合におい  
て、同項中「前三項」とあるのは「第一項及び  
前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは  
「第一項」と読み替えるものとする。  
6 容器又は附屬品の廃棄をする者は、くず化  
しなければならない。

3 第一項の規定による申請をした者は、前項の  
規定による刻印等がされたときは、遅滞なく、  
経済産業省令で定めるところにより、その容器  
に、第四十六条第一項に規定する表示をしなけ  
ればならない。

4 第五十六条の六の二十二第二項の登録を受  
けた外国において本邦に輸出される特定設備  
の製造の事業を行う者(以下「外国登録特定  
設備製造業者」という)が製造した特定設  
備検査機関が行う特定設備検査を受けなければ  
ならない。ただし、次に掲げる場合は、この限  
りでない。

1 第五十六条の六の二十二第二項の登録を受  
けた外国において本邦に輸出される特定設備  
の製造の事業を行う者(以下「外国登録特定  
設備製造業者」という)が製造した特定設  
備(前項第一号の経済産業省令で定めるもの  
を除く)であつて、第五十六条の六の二十  
二第二項において準用する第五十六条の六の  
十四第二項の規定による特定設備基準適合証  
の交付を受けたものを輸入した場合

2 当該特定設備について、次項の特定設備檢  
查の申請がされている場合

3 外国において本邦に輸出される特定設備の製  
造をする者は、経済産業省令で定めるところに  
より、その特定設備について、経済産業大臣、  
協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備  
検査を受けることができる。この場合におい  
て、その特定設備検査を受けようとする者は、  
その特定設備の輸入の前にその申請をしなけれ  
ばならない。

4 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査  
機関は、絏済産業省令で定める方法により前三項  
の特定設備検査を行い、当該特定設備が絏済產  
業省令で定める技術上の基準に適合するとき  
は、これを合格とする。

(特定設備検査合格証)

第五十六条の四 経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。

2 特定設備検査合格証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特定設備とともに譲渡する場合は、この限りでない。

3 特定設備検査合格証の交付を受けている者がこれを汚し、損じ、又は失つた場合において、その特定設備検査合格証が経済産業大臣の交付に係るものであるときはその特定設備の所在場所を管轄する都道府県知事を經由して経済産業大臣に、その特定設備検査合格証が協会に、その特定設備検査合格証が指定特定設備検査機関に係るものであるときは指定特定設備検査機関に申請し、その後交付を受けることができる。

4 特定設備検査合格証の様式は、経済産業省令で定める。(表示)

第五十六条の五

特定設備検査を受けた者は、前条第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしなければならない。

2 何人も、前項(第五十六条の六の十五第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合のほか、特定設備に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(特定設備検査合格証の返納)

第五十六条の六

特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

1 特定設備を失つたとき。

2 特定設備を輸出したとき。

3 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。

4 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失つた特定設備検査合格証を回復するに至つたとき。

(特定設備製造業者の登録)

第五十六条の六の二 特定設備の製造の事業を行ふ者は、経済産業省令で定める特定設備の製造

の事業の区分(以下「特定設備事業区分」といいう)に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 特定設備事業区分

三 当該特定設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定設備の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定設備製造設備」という。)の名称、性能及び数

五 当該特定設備の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定設備検査設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定設備の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

前項の申請書には、当該特定設備の検査を行う方法を定める規程(以下「特定設備検査規程」という。)、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第五十六条の六の三 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十六条の六の十八又は第五十六条の六の二十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

に前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準等)

第五十六条の六の四 経済産業大臣は、第五十六

条の六の二第一項の登録の申請が次の各号のい

ずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定設備製造設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

2 特定設備検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

3 特定設備検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

4 特定設備検査規程で定める特定設備の検査の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

5 特定設備検査規程で定める特定設備の検査の方法が第五十六条の三第四項の経済産業省令で定める方法に適合していること。

6 経済産業大臣は、特定設備の検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、第五十六条の二第一項の登録に際し、登録申請する者の行う調査を受けることができる。

(協会等による調査)

第五十六条の六の五 特定設備の製造の事業を行う者は、第五十六条の六の二第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第一項第五号の検査の方法について、協会又は経済産業大臣の指定する者の行う調査を受けることができる。

(登録証)

第五十六条の六の八 経済産業大臣は、第五十六条の二第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 特定設備事業区分

(変更の届出)

第五十六条の六の九 登録特定設備製造業者は、第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に変更があつたときは、又は特定設備検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第五十六条の六の十 登録特定設備製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(廃止の届出)

第五十六条の六の十一 登録特定設備製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十六条の六の十二 登録特定設備製造業者は、登録証を汚し、損じ、又は失つたときは、登録の基準等に申請し、その再交付を受けるこ

める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第五十六条の六の二第二項、第三項及び第四項並びに第五十六条の六の三から前条までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(特定設備製造業者登録簿)

2 第五十六条の六の二 特定設備製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第五十六条の六の二第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第五十六条の六の八 経済産業大臣は、第五十六条の二第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 特定設備事業区分

(登録証)

第五十六条の六の九 登録特定設備製造業者は、第五十六条の二第二項第一号若しくは第三号から第六号までの事項に変更があつたときは、又は特定設備検査規程を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第五十六条の六の十 登録特定設備製造業者は、前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(廃止の届出)

第五十六条の六の十一 登録特定設備製造業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十六条の六の十二 登録特定設備製造業者は、登録の基準等に申請し、その再交付を受けるこ





ときは、その指定を取り消さなければならぬ。

経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十八条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第五十八条の七第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 第五十八条の七第四項、第五十八条の十一（第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十八条の八第一項、第五十八条の九第一項若しくは第三項又は第五十八条の十二第二項から第三項までの規定に違反したとき。

五 不正の手段により第三十一条の二第一項の指定を受けたとき。

経済産業大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を関係委任都道府県知事に通知しなければならない。

（経済産業大臣又は委任都道府県知事による試験事務の実施）

第五十八条の十六 指定試験機関が第五十八条の八第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、経済産業大臣が前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつたと認めるときは、経済産業大臣又は委任都道府県知事は、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

経済産業大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により試験事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により試験事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかに、その旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第五十八条の十七 この法律に規定するもののほか、試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

## 第二節 指定完成検査機関

（指定）

第五十八条の十八 第二十条第一項ただし書の指定は、經濟産業省令で定めるところにより、經濟産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

（完成検査の義務）

第五十八条の十九 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十一条の三十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

（指定の基準）

第五十八条の二十 経済産業大臣は、第二十条第一項ただし書の指定が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類が経済産業省令で定める構成員の構成が経済産業省令で定める公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、完成検査が公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

（指定の更新）

第五十八条の二十一 第二十条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その

項の指定の更新に準用する。

（適合命令）

第五十八条の二十九 経済産業大臣は、指定完成検査機関が第五十八条の二十第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第五十八条の三十 経済産業大臣は、指定完成検査機関が第五十八条の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（事業所の変更の届出）

第五十八条の二十二 指定完成検査機関は、完成検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。

（事業規程）

第五十八条の二十三 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（業務規程）

第五十八条の二十四 指定完成検査機関は、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務の休廃止）

第五十八条の二十五及び第五十八条の二十六（削除）

（解任命令）

第五十八条の二十七 経済産業大臣は、第五十八条の二十第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

（指定等）

第五十八条の三十の一 第二十二条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、輸入検査を行おうとする者の申請により行う。

（第二節の二 指定輸入検査機関）

三 第五十八条の二十三第一項の認可を受けたとき。

四 第五十八条の二十三第三項、第五十八条の二十七又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項ただし書の指定を受けたとき。

（第二節の二 指定輸入検査機関）

第五十八条の三十一 第二十二条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、輸入検査を行おうとする者の申請により行う。

（第二節の二 指定輸入検査機関）

第五十八条の三十二 第二十二条第一項第一号第一項第一号書とあるのは、「第二十二条第一項第一号」と、第五十八条の二十、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び前条中「完成検査」とあるのは「輸入検査」と、同条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員のみなす。



(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)  
第五十九条の八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)第四条(住所)及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、協会について準用する。

## 第二節 会員

**第五十九条の九** 次に掲げる者は、協会の会員となることができる。  
一 高圧ガスの製造の事業を行う者  
二 第二十条第一項ただし書の指定完成検査機関  
三 第三十五条第一項ただし書の指定保安検査機関  
四 第五十九条の検査組織等調査機関  
五 第三十五条第一項ただし書の指定輸入検査機関  
六 高圧ガスの販売の事業を行う者  
二の二 第二十二条第一項第一号の指定輸入検査機関  
三 特定高圧ガス消費者  
四 容器製造業者及び容器の附属品の製造の事業を行う者  
五 高圧ガスの製造のための設備の製造の事業を行う者  
五の二 第四十四条第一項の指定容器検査機関  
五の三 第五十六条第一項の容器検査所の登録を受けた者  
五の四 第四十九条第一項の指定設備認定機関  
五の五 第三十三条第三項の指定講習機関及び第三十一条の二第一項の指定試験機関  
六 液化石油ガス法第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等の製造又は販売の事業を行う者及び液化石油ガス法第五十五条第一項の国内登録検査機関  
六の二 液化石油ガス法第二十七条第二項の保安機関  
七 前各号に掲げる者の団体  
八 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について専門的な知識を有する者その他定款で定める者

(加入及び脱退)  
第五十九条の十 協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 会員は、いつでも、協会を脱退することができる。(会費)

## 第五十九条の十一 会員は、定款で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

**第五十九条の十二** 協会に、役員として、会長、副会長、理事及び監事を置く。  
(役員の職務及び権限)

2 副会長は、会長が定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行う。

3 理事は、会長が定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行いう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、会長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

**第五十九条の十四** 削除  
(役員の欠格条項)

2 非常勤の者を除く。は、役員となることができない。

**第五十九条の十五** 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

**第五十九条の十六** 協会は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

**第五十九条の十七** 役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 経済産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反したとき、又は協会の業務に關し、著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

**第五十九条の二十一** 評議員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

**第五十九条の二十二** 評議員会は、会員が会員(会員が法人である場合には、その代表者又は代理人)のうちから選出する。

**第五十九条の二十三** 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

2 評議員会は、前項に規定するもののほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

**第五十九条の二十四** 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができる。

(加入及び脱退)  
第五十九条の十五 協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 会員は、いつでも、協会を脱退することができる。

(会費)  
第五十九条の十六 協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 会員は、いつでも、協会を脱退することができる。

(役員の兼職禁止)  
第五十九条の十七 協会の役員若しくは職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関しても一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員等の秘密保持義務)  
第五十九条の二十八 協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供を行うこと。  
3 第二十七条の二第七項(第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。)及び第三十一条第三項並びに液化石油ガス法第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九の講習を行うこと。

4 第二十条第一項ただし書若しくは第三項ただし書の完成検査、第二十二条第一項第一号の輸入検査、第三十五条第一項ただし書の保安検査、第四十四条第一項の容器検査、第四十九条の二第一項の容器再検査、第四十九条の二第一項の附属品検査、第四十九条の四第一項の試験若しくは第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書(液化石油ガス法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。)の完成検査若しくは液化石油ガス法第三十七条の六第一項ただし書の保安検査(以下「保安検査等」という。)その他

5 高圧ガスの保安に関する必要な検査を行うこと。

6 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

7 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

8 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

9 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

10 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

11 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

12 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

13 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

14 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

15 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

16 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

17 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

18 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

19 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

20 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

21 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

22 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

23 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

24 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

25 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

26 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

27 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

28 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

29 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

30 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

31 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

32 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

33 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

34 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

35 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

36 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

37 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

38 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

39 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

40 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

41 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

42 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

43 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

44 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

45 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

46 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

47 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

48 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

49 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

50 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

51 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

52 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

53 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

54 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

55 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

56 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

57 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

58 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

59 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

60 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

61 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

62 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

63 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

64 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

65 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

66 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

67 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

68 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

69 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

70 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

71 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

72 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

73 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

74 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

75 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

76 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

77 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

78 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

79 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

80 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

81 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

82 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

83 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

84 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

85 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

86 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

87 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

88 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

89 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

90 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

91 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

92 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

93 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

94 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

95 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

96 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

97 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

98 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

99 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

100 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

101 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

102 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

103 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

104 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

105 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

106 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

107 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

108 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

109 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

110 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

111 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

112 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

113 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

114 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

115 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

116 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

117 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

118 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

119 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

120 第二十二条第一項(第三十九条の五第一項(第三十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第

四十九条の八第一項（第四十九条の九第二項及び第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の六の五第一項（第五十六条の六の六第二項及び第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。

四の二 第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の交付を行うこと。

四の二の三 指定設備の認定を行うこと。

四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。（国の委託により行うものを行ふ。）

四の二 液化石油ガス法第二十七条第二項の保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行うこと（国の委託により行うものを行ふ。）

四の二十九条の二第一項若しくは第三十条の二第一項又は液化石油ガス法第三十八条の二第二項若しくは液化石油ガス法第三十八条の六第一項の規定により、免状交付事務若しくは試験事務又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第二項の免状交付事務若しくは液化石油ガス法第三十九条の六第一項に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務等」という。）を行ふこと。

五 削除

五六 高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。

五七 前各号の業務に附帯する業務

二 前各号に掲げるもののほか、第五十九条の二の目的を達成するために必要な業務

三 協会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。協会は、第一項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、経済産業大臣の認可を受けて、高圧ガスの保安に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う検査・試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。

（業務方法書）

**第五十九条の二十九** 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。同様とする。これ変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務方法書が保安検査等、指定設備の認定又は試験事務等の適正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書のうち保安検査等、指定設備の認定又は試験事務等の業務に係る部分を変更すべきことを命ずることができる。

**第五十九条の三十** 協会は、保安検査等又は指定設備の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、保安検査等又は指定設備の認定を行わなければならぬ。

2 協会は、保安検査等又は指定設備の認定を行うときは、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に実施させなければならない。

3 保安検査等又は指定設備の認定を実施する者（以下「検査員」という。）は、誠実にその職務を行わなければならない。

4 経済産業大臣は、検査員がこの法律若しくは液化石油ガス法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくは業務方法書に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが保安検査等若しくは指定設備の認定の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、協会に対し、検査員の解任を命ずることができ。

（試験事務等）

**第五十九条の三十一** 協会は、試験事務等を行ふときは、製造保安責任者若しくは販売主任者又は液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に行わせなければならない。

2 協会に試験事務等の全部又は一部を行わせることとした都道府県知事は、その行わせることとした試験事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（事業年度）

**第五十九条の三十二** 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

**第五十九条の三十三** 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第五十九条の三十四** 協会は、経済産業大臣が監督する。経済産業大臣は、この法律を施行するため必要な命令に規定するものほか、協会の財務及び会計に關する必要な事項は、経済産業省令で定めれる。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を経済産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（財務諸表）

**第五十九条の三十五** 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第五十九条の三十六** 協会の解散については、別に法律で定める。

**第五十九条の三十七** 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

**第五章 雜則**

**第六節 解散**

**第六十条** 第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、容器業者令で定める。

**第六十一条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスの輸入をした者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、容器製造業者、容器の輸入をした者、容器検査所の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定特定保安検査機関、指定容器検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

3 経済産業大臣は、第三十一条第三項の講習の講習の実施を確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関又は









「訴願等」という。については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の中立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法によることがができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三八年七月一九日法律第一五三号）抄

（施行期日）

定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄

**（経過措置）**  
**第二条** この法律の施行前に改正前の高圧ガス取

定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

**第三条** 通商産業大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を申請しようとするときは、会員にならうとする者三十人以上の同意を得なければならない。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

**第五条** 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

**第六条** 附則第三条第三項の同意をした者は、協会の成立の時において会員となつたものとする。

(総務省設置法の適用除外)

**第七条** 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十四号)第四条の規定の施行後においては、協会については、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定(同項第十二号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。

(経過規定)

**第十一条** 改正前の第二十九条第一項の乙種化学生主任者免状のうち通商産業省令で定める者が交付を受けているものは、改正後の同項の丙種化学生主任者免状とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者であつてまだ同項の乙種化学主任者免状の交付を受けていないもののうち通商産業省令で定めるものは、改正後の同項の丙種化学生主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者とみなす。

**第十五条** この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月一日法律第一七〇号)抄

附則（昭和四〇年五月一日法律第五二号）抄

**（経過措置）**  
**第二条** この法律の施行前に改正前の高圧ガス取

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の第二百八十九条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設置業者に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定によらず届出をしたものとみなす。

3 この法律の施行前に改正前の第二百八十九条の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二百八十九条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二百八十九条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

(経過措置)  
**第二条** この法律の施行前に改正前の高圧ガス取扱い規則(昭和二年五月二十二日政令第百三十九号)第二条第一項の規定により、

(経過措置)  
**第二条** この法律の施行前に改正前の高圧ガス取締法(以下「旧法」という。)第五条第一項の規定による届出をした者は、改正後の高圧ガスの製造に充てんすることを含む。(以下この条及び附則第十五条において同じ。)の事業を行つてゐる者(第一種製造者及び冷凍のため高圧ガスの製造をしてゐる者を除く。)であつて、事業開始の日から三十日を経過していないもの(前項に規定する者を除く。)についての新法第五条の規定による届出をしたものとみなす。  
この法律の施行の際現に高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下この条及び附則第十五条において同じ。)の事業を行つてゐる者(第一種製造者及び冷凍のため高圧ガスの製造をしてゐる者を除く。)であつて、事業開始の日から三十日を経過していないもの(前項に規定する者を除く。)についての新法第五条の規定による届出をしたものは、同項中「当該各号に定める日の二十日前までに」とあるのは、「昭和五十年法律第三十号」の施行の日から三十日を経過する日までに」とする。  
この法律の施行の日から起算して二十日を経過する日までに高圧ガスの製造の事業を行うこととなる者(新法第五条第一項第一号に掲げる者及び冷凍のため高圧ガスの製造をすることとなる者を除く。)であつて、第一項に規定する者以外のものについての新法第五条第二項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める日の二十日前までに」とあるのは、「当該各号に定める日までに」とする。  
前二項に規定する者の高圧ガスの製造のための施設については、この法律の施行の日から六ヶ月間は、新法第十二条第一項の規定は、適用しない。  
**第三条** この法律の施行前に旧法第五条第三項の規定による届出をした者は、新法第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。  
**第四条** 旧法第二十条の二第一項に規定する特定設備であつて、この法律の施行前に同項又は同条第二項の検査を受け、その検査において旧法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められたものに係る製造のための施設につき、旧法第二十条の二第三項の通商産業省令で定められた期間内に受けた新法第二十条の完成検査については、なお従前の例による。  
**第五条** この法律の施行の際現に旧法第二十六条の規定により危害予防規程の認可の申請





8 であつて高压ガス保安法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類ごとに同項の政令で定める量以上の高压ガスを貯蔵する貯蔵所に該当するものは、同項の許可を受けたものとみなす。

この法律の施行の際現に高压ガス取締法第十

の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合におけるその事業の全部を譲り受けた者は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人については、適用しない。

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國その他的地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「國等の事務」という。）百二条の規定（国等の事務）

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)  
**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を

料については、この法律及びこれに基づく政令  
含む。)の規定により納付すべきであつた手数

に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

**三百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に

（検討）  
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び行則（行則）の規定によるもの

ひ新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行つたところ。

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、適宜適切な見直しを行ふものとする。

で、雪美市は三日水・日立市・白河市等の市町村と連携して、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年八月六日法律第二二一號）抄



(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の例による。

施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行によることとなるものは、附則第二条から前条まで

にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の例による。

「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」といふ)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なる。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なる。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なる。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行なうべき者が異なる。)

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行によることとなるものは、附則第二条から前条まで

にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の例による。

一及び二略  
三 第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正規定に基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十

六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十九号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第五条 第十二条の規定及び附則第十二条の規定(二)とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定 公布の日二から四まで 略

第六条 この法律(附則第一号に掲げる規定において同じ。)の施行前にこの法律による改正規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

2 この法律(附則第一号に掲げる規定において同じ。)の施行前にこの法律による改正規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の例による。

一及び二略  
三 第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十六  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(経過措置)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十

六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十九号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四  
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第五条 第十二条の規定及び附則第十二条の規定(二)とする改正規定及び同法第八十三条の規定(二)とする改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定 公布の日二から四まで 略

第六条 この法律(附則第一号に掲げる規定において同じ。)の施行前にこの法律による改正規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

2 この法律(附則第一号に掲げる規定において同じ。)の施行前にこの法律による改正規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものによる。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の例による。

(施行期日)  
**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。  
 (罰則の適用に関する経過措置)

**第五十九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

**（施行期日）**  
**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則（令和四年六月二二日法律第七四号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第一百四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日（高压ガス保安法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の高压ガス保安法（以下「旧高压ガス保安法」という。）第三十九条の二第一項の認定の申請又は旧高压ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新の申請であつて、同号に掲げる規定の施行の際、認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの处分については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第六条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)  
**第十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 第四号施行日において現に旧高压ガス保安法第三十九条の人第一項の認定の更新を受けている同号に規定する認定完成検査実施者（第四号施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例によることとされる同号の認定又は同条第

一項の認定の更新を受ける者を含む。）に関する認定の有効期間、変更の届出、認定を受けた者の義務、検査の記録の届出、認定の取消し及び認定の失効については、第四号施行日から起算して三年六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

**第三条** 第四号施行日前にされた旧高压ガス保安法第三十九条の四第一項の認定の申請又は旧高压ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受ける申請であつて、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際、認定又は認定の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれら処分については、なお従前の例による。

2 第四号施行日において現に旧高压ガス保安法第三十五条第一項第二号の認定又は旧高压ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受ける同号に規定する認定保安検査実施者（第四号施行日において現に旧高压ガス保安法第三十五条第一項第二号の認定又は旧高压ガス保安法第三十九条の八第一項の認定の更新を受ける同号に規定する認定保安検査実施者（第四号施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例によることとされる同号の認定又は同条第